

第3期障害児福祉計画（令和6年度）の 成果目標の実績について

速報値

こども家庭庁支援局障害児支援課

5. 障害児支援の提供体制の整備等(障害児福祉計画)

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

【基本指針の目標(第3期計画)】

・令和八年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

・各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、令和八年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

項目	項目	第3期障害児福祉計画			目標
		R6実績	R7実績	R8実績	
児童発達支援センターの設置	市町村	584(34.3%)	—	—	各市町村又は 圏域に1カ所以上の 設置
	圏域	360(21.1%)	—	—	
	合計	944(55.4%)	—	—	
保育所等訪問支援体制の構築	市町村	907(53.2%)	—	—	全ての市町村又は 圏域で実施
	圏域	288(16.9%)	—	—	
	合計	1,195(70.1%)	—	—	
対象市区町村数		1,704 (9月25日時点)	1,741	1,741	

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【基本指針の目標(第3期計画)】

- ・都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。
- ・令和八年度末までに、各都道府県、または必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

項目	第3期障害児福祉計画			目標
	R6実績	R7実績	R8実績	
早期発見・早期療育を推進するための計画の策定	30(63.8%)	—	—	各都道府県において 計画を策定
対象都道府県数	47	47	47	
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	41(87.2%)	—	—	各都道府県において 体制を確保
対象都道府県数	47	47	47	
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	8(42.1%)	—	—	必要に応じて、 各指定都市において 体制を確保
対象指定都市数	19 (9月25日時点)	20	20	

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【基本指針の目標(第3期計画)】

・令和八年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

項目		第3期障害児福祉計画			
		R6実績	R7実績	R8実績	目標
児童発達支援事業所の確保	市町村	584(34.3%)	—	—	各市町村又は 圏域に1カ所以上
	圏域	337(19.8%)	—	—	
	合計	921(54.0%)	—	—	
放課後等デイサービス事業所の確保	市町村	643(37.7%)	—	—	各市町村又は 圏域に1カ所以上
	圏域	308(18.1%)	—	—	
	合計	951(55.8%)	—	—	
対象市区町村数		1,704 (9月25日時点)	1,741	1,741	

④ 医療的ケア児支援センター(都道府県ごと)の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【基本指針の目標(第3期計画)】

・令和八年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

<医療的ケア児支援センターの設置>

項目	第3期障害児福祉計画			
	R6実績	R7実績	R8実績	目標
都道府県	47(100%)	—	—	各都道府県での設置
対象都道府県数	47	47	47	

<医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置>

項目	第3期障害児福祉計画			
	R6実績	R7実績	R8実績	目標
都道府県	47(100%)	—	—	各都道府県での設置
対象都道府県数	47	47	47	
市町村	932(54.7%)	—	—	各市町村又は 圏域に1カ所以上
圏域	334(19.6%)	—	—	
合計	1,266(74.3%)			
対象市区町村数	1,704 (9月25日時点)	1,741	1,741	

④ 医療的ケア児支援センター(都道府県ごと)の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(つづき)

<医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置>

項目	第3期障害児福祉計画			目標
	R6実績	R7実績	R8実績	
都道府県	46(97.9%)	—	—	各都道府県での配置
対象都道府県数	47	47	47	
市町村	888(52.1%)	—	—	各市町村又は 圏域に1カ所以上
圏域	194(11.4%)	—	—	
合計	1,082(63.5%)			
対象市区町村数	1,704 (9月25日時点)	1,741	1,741	

⑤ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

【基本指針の目標(第3期計画)】

- ・令和八年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

<移行調整のための協議の場の設置>

項目	第3期障害児福祉計画			
	R6実績	R7実績	R8実績	目標
移行調整のための協議の場の設置	28(59.6%)	—	—	各都道府県での設置
対象都道府県数	47	47	47	
移行調整のための協議の場の設置	14(73.7%)	—	—	各政令指定都市での設置
対象指定都市数	19 (9月25日時点)	20	20	